

○厚生労働省告示第三百五十九号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第六十条の二第四項の規定に基づき、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年九月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）の場合にあつては当該事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であつた者（以下「基金加入員等」という。）について、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）の場合にあつては当該事業年度の末日における当該連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（以下「連合会受給権者等」という。）について、次の第一号から第三号までに定める額を合計した額にその者の性別、生年月日及び当該事業年度の末日における年齢に応じて別表第一に定める数を乗じて得た額と第四号に定める額にその者の性別及び当該事業年度の末日における年齢に応じて別表第二に定める数を乗じて得た額を合算した額とする。

一 平成十七年四月一日前の厚生年金保険の被保険者であった期間であつて、基金加入員等の場合に  
あつては当該基金の加入員であつた期間、連合会受給権者等の場合にあつては法第六十条第五項  
の規定により連合会が支給に関する義務を承継している老齢年金給付又は法第六十二条の三第二  
項の規定により連合会が支給することとされている老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加  
入員であつた期間（法附則第三十二条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年  
法律第四百号）第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員で  
あつた期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。以下「加入員たる被保険者  
であつた期間」という。）のうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号  
。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項に規定する旧特例第三種被保険者で  
あつた期間（第二号において「旧特例第三種被保険者であつた期間」という。）及び同項に規定す  
る特例第三種被保険者等であつた期間（第三号において「特例第三種被保険者等であつた期間」と  
いう。）以外の加入員たる被保険者であつた期間について、次に掲げる基金加入員等及び連合会受  
給権者等の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 昭和十五年四月一日以前に生まれた者（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律  
第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）次  
に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(1) 昭和六十一年四月一日前の期間 当該期間について、昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（その者が昭和十七年四月二日以降に生まれた者であるときは、当該期間について昭和六十年改正法附則八十四条第三項第一号イの規定の例により計算した額）

(2) 昭和六十一年四月一日から平成十五年四月一日前までの期間 当該期間について、平成十二年改正法第四条の規定による改正前の法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額

(3) 平成十五年四月一日から平成十七年四月一日前までの期間 当該期間について、平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額

ロ 昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。） 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(1) 昭和六十一年四月一日前の期間 当該期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項第一号の規定の例により計算した額

(2) 昭和六十一年四月一日から平成十五年四月一日前までの期間 当該期間について、平成十二年改正法第四条の規定による改正前の法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額

(3) 平成十五年四月一日から平成十七年四月一日前までの期間 当該期間について、平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額

ハ 昭和十八年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。） 平成十七年四月一日前の期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

ニ 昭和二十一年四月二日以降に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。） 平成十七年四月一日前の期間について、平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

二 加入員たる被保険者であった期間のうち旧特例第三種被保険者であった期間について、次に掲げる基金加入員等及び連合会受給権者等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 昭和十八年四月一日以前に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を含む。） 昭和六十一年四月一日前の期間について、平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第一号の規定の例により計算した額

ロ 昭和十八年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。） 昭和六十一年四月一日前の期間について、昭和六十年改

正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号の規定の例により計算した額

ハ 昭和二十一年四月一日以降に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。） 昭和六十一年四月一日前の期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第一号の規定の例により計算した額

三 加入員たる被保険者であった期間のうち特例第三種被保険者等であった期間について、次に掲げる基金加入員等及び連合会受給権者等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 昭和十八年四月一日以前に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を含む。） 昭和六十一年四月一日から平成三年四月一日前の期間について、平成十二年改正法第十条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第二号の規定の例により計算した額

ロ 昭和十八年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。） 昭和六十一年四月一日から平成三年四月一日前の期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

ハ 昭和二十一年四月一日以降に生まれた者 昭和六十一年四月一日から平成三年四月一日前の期

間について、平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

四 加入員たる被保険者であつた期間のうち平成十七年四月一日以降の期間について、法第三百三十二  
条第二項の規定の例により計算した額